

平成31年2月

# 定例総会議事録

松本市農業委員会

平成31年2月 松本市農業委員会 定例総会 議事録

1 日 時 平成31年2月28日(木) 午後1時30分から午後3時29分

2 場 所 Mウイング文化センター(6階ホール)

3 出席農業委員 23人

1番	青木 秀夫	2番	中條 幸雄
3番	竹島 敏博	4番	百瀬 道雄
5番	中川 敦	6番	金子 文彦
7番	小林 弘也	8番	河西 穂高
9番	丸山 茂実	10番	岩垂 治
11番	窪田 英明	12番	塩原 忠
13番	田中 悦郎	14番	柳澤 元吉
15番	長谷川直史	17番	濱 博
18番	前田 隆之	19番	橋本 実嗣
20番	古沢 明子	21番	波多腰哲郎
23番	塩野崎道子	24番	二村 喜子
26番	堀口 崇		

4 欠席農業委員 3人

16番	河野 徹	22番	三村 晴夫
25番	上條信太郎		

5 出席推進委員 5人

推1番	大月 國晴	推2番	朝倉 啓雄
推3番	大澤 好市	推5番	太田 辰男
推12番	堀内 俊男		

6 議 事(農地に関する事項)

(1) 議 案

- ア 農用地利用集積計画の決定の件……………(議案第188号、第189号)
- イ 農用地利用配分計画案の承認の件……………(議案第190号、第191号)
- ウ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件……………(議案第192号～第199号)
- エ 農地法第4条の規定による許可申請承認の件……………(議案第200号)
- オ 農地法第5条の規定による許可申請承認の件……………(議案第201号～第207号)
- カ 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件  
……………(議案第208号、第209号)
- キ 農地法施行規則第17条第2項の規定による別段面積設定の件(議案第210号)

(2) 報告事項

- ア 現況証明の交付状況の件
- イ 農地法第18条第6項の規定による合意契約通知の件
- ウ 電気事業者による送電用電気工作物等に係る届出の件
- エ 農地の形状変更(土地改良)実施に伴う届出の件
- オ 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件

- カ 農地法第4条の規定による届出の件
- キ 農地法第5条の規定による届出の件
- ク 農地法第4条の規定による農業用施設届出の件

7 議 事（その他農業委員会業務に関する事項）

(1) 議 案

ア 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の決定について……（議案第211号）

(2) 報告事項

- ア 平成30年度家族経営協定締結状況について
- イ 山林化農地に関する非農地判断の結果について
- ウ 全国農業新聞普及推進に係る農業委員功労者該当者の選出について
- エ 「松本市農業施策に関する意見書」市長懇談会の進め方について
- オ 主要会務報告並びに当面の予定について

8 その他

9	出席職員	農業委員会事務局	局 長	山田 賢司
		〃	局長補佐	板花 賢治
		〃	局長補佐	小西 えみ
		〃	担当係長	齋藤 信幸
		〃	主 査	大内 直樹
		〃	主 査	中野 雅年
		〃	主 事	青柳 和幸
		農 政 課	主 任	大塚 留誠
		〃	主 事	川嶋 遥
		西部農林課	主 査	上條 裕之
		松本農業改良普及センター	課長補佐	小川 章

10 会議の成立 農業委員会等に関する法律第27条第3項により成立

11 会長あいさつ 小林会長

12 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により小林会長が議長に就任

13 議事録署名委員の指名及び書記の任命

- 〔議事録署名委員〕 18番 前田 隆之 委員
- 19番 橋本 実嗣 委員
- 〔書記〕 板花局長補佐、齋藤係長

14 会議の概要

議 長 それでは、次第に沿って進めさせていただきます。  
まず、農地に関する事項から議事を進めてまいります。



ましては、ナシ、リンゴ、ブドウ等を予定してございます。

出荷先につきましては、農協へ、販売量としましては、ナシ3トン、リンゴ10トン、ブドウ3トンを予定してございます。

また、年間販売額につきましては、260万円を見込んでおりますので、あわせてご承知おきいただければと存じます。

こちらの方の農業経験の関係ですが、県の農業大学校、それから里親研修先でそれぞれ1年ずつ農業経験をされて、今回就農ということでお話をいただいております。

また、通作距離等につきましてですが、10キロ、車での移動ということでお話をいただいております。

また、スピードスプレーヤー、乗用のものについてお持ちで、農業機具はあるということをお話をいただいておりますので、お願いいたします。

加えて、今後規模拡大を目指しているということですので、もしお近くにあっせんできる農地があれば、ご紹介いただければと存じます。

該当する議案につきましては、2カ所ございます。7ページの94番と16ページの10番、こちらが該当する議案となりますので、ご承知おきいただければと思います。

最後に、こちらの新規就農届には、島立地区の濱農業委員、それから今井地区の田中農業委員、それぞれご署名をちょうだいしておりますので、お願いいたします。

新規就農の説明につきましては以上になります。

議 長

ありがとうございました。

ただいまから新規就農者の説明に対しまして地元の委員の皆様から補足がありましたら、お願いします。

濱さん、いいですか。

濱農業委員

お世話になります。

議 長

波多腰委員さん、何かありますか、補足。

波多腰農業委員

私も大丈夫だと思います。

議 長

ありがとうございました。

それでは、続きまして農政課から議案の説明をお願いいたします。

川嶋主事。

川嶋（農政課）

お世話になっております。農政課の川嶋と申します。

私のほうからは、まず農用地利用集積計画について説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

資料については、1ページをごらんください。

着座にて説明させていただきます。

5-(1)-ア、農用地利用集積計画の決定の件（議案第188号）。  
内容については一覧のとおりとなっております。

今回、特に補足して説明する事項はございませんので、合計だけ読み上げますので、13ページをごらんください。

合計、一般分、筆数115筆、貸し付け64人、借り入れ41人、面積21万498平米。

円滑化事業分、170筆、貸し付け108人、借り入れ81人、面積26万5,419平米。

経営委譲、24筆、貸し付け4人、借り入れ4人、面積3万209平米。

利用権の移転、5筆、貸し付け1人、借り入れ1人、面積4,012平米。

所有権の移転、10筆、貸し付け3人、借り入れ6人、面積1万6,393平米。

第18条2項6号関係、20筆、貸し付け14人、借り入れ3人、面積3万1,520平米。

農地中間管理権の設定、96筆、貸し付け49人、借り入れ1人、面積18万5,973平米。

合計、筆数440筆、貸し付け243人、借り入れ137人、面積74万4,024平米。

当月の利用権設定（全体）のうち認定農業者への集積ですが、筆数199筆、面積34万5,762平米、集積率は67.60%となっております。

議案第188号については以上となります。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。  
ただいまから集約をいたします。  
農業委員の皆様にお伺いしますが、議案第188号について、原案どおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成でありますので、本件は原案のとおり決定することといたします。  
続きまして、189号 農用地利用集積計画の決定の件を上程いたしますが、本件は私が役員を務めている法人の関係になります。農業委員会法第31条の規定によりまして、私は議事に参与できませんので、退室をさせていただきます、議事の進行を会長代理をお願いいたします。

(小林農業委員 退席)

古沢会長代理        それでは、本件につきまして、会長にかわりまして私が議事進行を務めてまいります。  
議案について、農政課から説明をお願いします。  
川嶋主事。

川嶋（農政課）        引き続きよろしくお願ひいたします。  
資料は14ページをごらんください。  
着座にて説明させていただきます。  
農用地利用集積計画の決定の件（議案第189号）。  
合計だけ読み上げます。  
円滑化事業分のみとなっております。  
筆数1筆、貸し付け1人、借り入れ1人、面積1,177平米、認定農業者への集積率は100%となっております。  
議案第189号については以上となります。

古沢会長代理        ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、発言を求めます。  
ありませんか。

[質問、意見なし]

古沢会長代理        ご意見がないようですので、ただいまから集約をいたします。  
議案第189号について、原案どおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

古沢会長代理        全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。  
それでは、退室している小林委員の入室を許可します。

(小林農業委員 入室)

古沢会長代理        議事参与の制限にかかわる議題は終了しましたので、議長を小林会長に交代しまして、議事の進行を引き続きお願ひいたします。

議 長                続きまして、第190号 農用地利用配分計画案の承認の件について上程をいたします。  
農政課から説明をお願ひいたします。  
川嶋主事。

川嶋（農政課）        引き続き農用地利用配分計画案について説明させていただきます。

資料のほうは15ページをごらんください。

着座にて説明させていただきます。

5-(1)-イ、農用地利用配分計画案の承認の件（議案第190号）。

合計だけ読み上げますので、18ページをごらんください。

合計、筆数91筆、貸し付け1人、借り入れ36人、面積18万555平米。

当月の利用権設定（中間管理権設定）のうち認定農業者への集積ですが、筆数76筆、面積14万7,172平米、集積率は81.51%となっております。

議案第190号については以上となります。

議長 　　ただいま説明に対しまして委員の皆様から質問、意見ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 　　ないようです。  
ただいまから集約をいたします。  
議案第190号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様  
の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 　　ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することといたします。  
続いて、議案第191 農用地利用配分計画案の承認の件について上程いた  
しますが、本件は委員に関係する案件となりますので、農業委員会法第  
31条の規定により、波多腰委員には退室をお願いいたします。

(波多腰委員 退席)

議長 　　それでは、農政課から説明をお願いいたします。  
川嶋主事。

川嶋（農政課） 　　続きまして、19ページをごらんください。  
着座にて説明させていただきます。  
農用地利用配分計画案の承認の件（議案第191号）。  
合計だけ読み上げます。  
筆数5筆、貸し付け1人、借り入れ1人、面積5,418平米、認定農業者  
への集積率は100%となっております。  
議案第191号については以上となります。

議長 　　ただいま説明に対しまして委員の皆様から質問、意見ありましたら、お願いいたします。

〔質問、意見なし〕

議長 　　意見がないようです。  
ただいまから集約をいたします。  
議案第191号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様の挙手をお願いいたします。

〔全員挙手〕

議長 　　全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することといたします。  
それでは、退室しております波多腰委員の入室を許可いたします。

（波多腰委員 入室）

議長 　　それでは、続きまして議案第192号から199号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件、8件について上程をいたします。  
それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。  
大内主査。

大内主査 　　それでは、総会資料21ページをごらんください。  
農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。  
初めに、議案第192号、島内〇〇〇、現況地目、田、819平米を農業経営規模拡大のため、売買により〇〇〇〇さんへ所有権を移転するものです。  
続きまして、議案第193号、今井〇〇〇-〇、現況地目、田、198平米を農業経営規模拡大のため、売買により〇〇さんへ所有権を移転するものです。  
続きまして、議案第194号、里山辺〇〇〇〇-〇、現況地目、田、275平米外1筆、合計795平米を農地の保全のため、贈与により〇〇〇〇さんへ所有権を移転するものです。  
続きまして、議案第195号、入山辺〇〇、現況地目、田、1,716平米外1筆、合計2,238平米を農地の一体利用のため、売買により〇〇〇〇さんへ所有権を移転するものです。  
続きまして、議案第196号、水汲〇〇-〇、現況地目、田、1,055平米農地の一体利用のため、売買により〇〇〇さんへ所有権を移転するものです。  
なお、〇〇さんの耕作面積は、許可要件であります本郷地区の下限面積30アールに欠けていますが、申請農地については進入路がなく、隣接する〇〇さんの所有地を利用しなければ利用が困難であると判断し、農地法施

行令第2条第3項に規定されている下限面積の例外として本申請を受理しました。

22ページをごらんください。

議案第197号、五常〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、163平米を農地保全のため、売買により〇〇〇〇さんへ所有権を移転するものです。

続きまして、議案第198号、梓川上野〇〇〇〇、現況地目、畑、969平米を農地の保全のため、売買により〇〇〇〇さんへ所有権を移転するものです。

続きまして、議案第199号、波田〇〇〇〇〇-〇、現況地目、田、1,000平米を農業経営規模拡大のため、売買により〇〇〇〇さんへ所有権を移転するものです。

以上8件につきましては、先ほど説明しました下限面積の例外とする議案第196号を除き、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。よろしくお願ひします。

議 長

次に、地元委員の意見を議案第192号から順にお願いいたします。

それでは、192号は島内ですが、河野委員が欠席されておりますので、堀内推進委員さん、お願いします。

堀内推進委員

先日、河野委員と現地を確認してまいりました。当該地籍は、島内の古宮神社を中心とした集落の南側に位置しまして、新村地籍とも接している農地でございます。譲受人の〇〇さんの住宅とこの田んぼとはほぼ隣接しておりますし、〇〇さんの経営規模、経営状況からしても、譲受人として適任であると判断いたします。

以上です。

議 長

次に、193号でございますが、今井でありますので、田中委員さん、お願いします。

田中農業委員

〇さんですけれども、〇〇〇〇〇の方で、〇〇〇から見えまして、5年くらい経過していますかね。シードル、リンゴの発泡酒をつくりたいという意欲に燃えて今井へ参っておりますして、フランスあたりなんかも行って、研修なんかしていらっしゃることですけれども、5条にまた定住する案件出てまいりますけれども、この規模拡大、3条の件ですが、今井郵便局から朝日方面へ行きますして、1キロくらい行って、それから西へ行ったところが現地であります。大変意欲的に取り組んでいらっしゃる方ですので、頑張ってくださいたいということをお願いいたします。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

194号は里山辺ですので、中川委員さん、お願いします。

中川農業委員

ご報告申し上げます。

当該地ですが、場所は里山辺の出張所の北約100メートル、里山辺の保育園のすぐ北側というところに位置しております。相続で弟さんの〇〇さんがこの土地を相続されたんですが、〇〇でお住まいの方で、人に貸してあって、田んぼをつくっていらっしゃるんですけども、何かとちょっと手が回らない、小まめに見て回れないということで、近くに住んでいますお兄さんの〇〇さんのほうにという、そういうお話でございます。きれいな状態の田でございますので、問題ないと思われまして、よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

195号は入山辺ですので、百瀬道雄委員さん、お願いします。

百瀬農業委員

2月23日に朝倉さんと現場を見てまいりました。場所は、山辺小学校の南、薄川を挟んだ南側のところですが、〇〇〇〇さんは、この田んぼのほうは今まで借りてつくっておりました。それで、畑のほうも耕作されていまして、問題ないと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

196号は水汲ですので、竹島委員さん、お願いします。

竹島農業委員

196号についてご説明申し上げます。

2月23日に現地確認をいたしました。場所的には、長野県の護国神社がございまして、その東側に位置してございまして、住宅に囲まれた場所でございます。購入する〇〇さんの住宅の隣にある田んぼでございますので、この田に接する道がなくて、あぜ道を出入りしているという大変昔ながらの整備をされていない田んぼです。この田んぼのあぜを1つ隔てたところで〇〇さんの所有する田んぼがございまして、その田んぼは道があり、大型重機も入ることになっております。売却する〇〇さんにつきましては、もう耕作が難しいということで、〇〇さんに耕作すれば、農地として今後活用が見込まれると思われまして、問題ないと思っております。

以上です。

議 長

197号、五常ですので、金子委員さん、お願いします。

金子農業委員

22日に譲受人とともに現場で確認をいたしました。譲受人の〇〇さんの自宅と隣接する農地でありますので、特に問題はないというように見てまいりました。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

198号は梓川の上野でございますので、古沢代理、お願いします。

**古沢農業委員** この畑のあるところは、私の住んでおります上野有害鳥獣動物園の入り口でございます。それで、この坂を上ってくるところの一番上のほうで、2メートル、3メートルくらい土手の上にあるリンゴ園です。いつも猿の遊び場になっているんですが、これも〇〇さんという方がずっとつくっていらっしゃるんで、まだきれいにつくっていただいております。これ、ずっと耕作が続いておりますので、何も問題はないと思っております。よろしくお願いいたします。

**議 長** 199号、波田ですので、波多腰委員さん、お願いします。

**波多腰農業委員** この土地ですけれども、〇〇さんの自宅前の土地でありまして、規模拡大ということで、良いのではないかと判断しました。

**議 長** ありがとうございます。  
ただいまそれぞれの地区の委員の皆様にご意見を伺ったわけですが、全体を通して、発言、意見ありましたら、お願いしたいと思います。

[質問、意見なし]

**議 長** 意見がないようです。  
農地法第3条の規定による案件、8件について、一括して集約いたします。  
農業委員の皆様にお伺いします。議案第192号から199号について、原案のとおり許可することに賛成の委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

**議 長** ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は原案のとおり許可することと決定をいたします。  
続きまして、議案第200号 農地法第4条の規定による許可申請承認の件、1件について上程をいたします。  
それでは、事務局から説明をお願いいたします。  
大内主査。

**大内主査** それでは、議案書の23ページをお願いします。  
農地法第4条の規定による許可申請承認の件です。  
議案番号第200号です。内田〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、221平米に惣社にお住まいの〇〇〇〇さんが農業後継者の別棟住宅を新築する計画です。農地区分は1種農地ではありますが、位置的代替性がなく、集落に接続した住宅であるため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断しました。  
なお、この案件については、一般基準等の各要件を満たしていると判断し

ています。

以上、1件、1筆、221平米です。よろしく申し上げます。

**議長** それでは、地元委員の意見をお願いいたします。丸山委員さん、お願いします。

**丸山農業委員** 200号の関係で写真があるわけですが、写真の右側が実家で、お母さんが住んでいる家になります。それで、申請者の〇〇さんですが、現在、家を離れて市内でアパートで暮らしていて、奥さんと2人で暮らしている状況です。お母さんも大分高齢になってきましたので、実家へ戻るという計画を立てていたそうなんですが、実家を直さない入れないということで、土地を探していたところ、この写真の枠で囲ってあるところなんですが、そここのところに今回の申請の住宅を建てたいということです。

今後、農地の保全等を兼ねてやるということで、許可をしてほしいということでありましたので、見てきました。

以上です。

**議長** 現地確認をしていただいた塩原さん、田中委員さん、いずれかお願いいたします。塩原委員さん。

**塩原農業委員** 住宅、母屋の横のこの農地ですので、別に問題はないと思います。

**議長** ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

**議長** 意見がないようですので、ただいまから集約をいたします。  
議案第200号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

**議長** ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたしました。

続きまして、議案第201号から207号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件、7件について上程いたします。

それでは、事務局からお願いをいたします。

大内主査。

**大内主査** それでは、議案書の24ページをお願いします。

農地法第5条の規定による許可申請承認の件です。

議案番号201号です。島内〇〇〇〇、現況地目、田、2, 548平米外3筆、計4筆、1万737平米に島内にあります〇〇〇〇〇〇〇〇〇が砂利採取で一時転用する計画です。譲受人はこれまでも農地法を遵守した対応がされており、農地復元の確約書の添付もされております。農地区分は農振農用地ではありますが、一時的な利用に供するもののため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断しました。

続きまして、議案番号202号です。和田〇〇〇-〇〇、現況地目、田、45平米、1筆に和田にあります〇〇〇〇〇〇〇〇〇が駐車場を拡張する計画です。農地区分は1種農地ではありますが、既存敷地の2分の1を超えない拡張であるため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断しました。

続きまして、議案番号203号です。今井〇〇〇-〇、現況地目、田、783平米1筆に今井にお住まいの〇〇さんが農家住宅を新築する計画です。農地区分は1種農地ではありますが、位置的代替性がなく、集落に接続した住宅であるため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断しました。

続きまして、議案番号204号です。中山〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、29平米、1筆に中山にお住まいの〇〇〇〇さんが住宅用地を敷地拡張する計画です。農地区分は2種農地であり、位置的代替性がないため、許可相当と判断しました。

議案書の25ページをお願いします。

議案番号205号です。中山〇〇〇〇-〇〇、現況地目、畑、247平米、1筆に安曇野市にお住まいの〇〇〇〇さんが農業後継者の別棟住宅を新築する計画です。農地区分は1種農地ではありますが、位置的代替性がなく、集落に接続した住宅であるため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断しました。

続きまして、議案番号206号です。稲倉〇〇-〇、現況地目、畑、29平米、1筆に洞にお住まいの〇〇〇〇さん、〇〇〇〇〇さんが農産物直売所敷地を新設する計画です。農地区分は2種農地であり、位置的代替性がないため、許可相当と判断しました。

続きまして、議案番号207号です。波田〇〇〇〇〇-〇〇、現況地目、田、342平米、1筆に波田にお住まいの〇〇〇〇さんが農家住宅を新築する計画です。農地区分は1種農地ではありますが、位置的代替性がなく、集落に接続した住宅であるため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断しました。

なお、これらの案件については、一般基準等の各要件を満たしていると判断しています。

以上、7件、10筆、1万2, 212平米になります。よろしく申し上げます。

議長

それでは、初めに議案第201号でございますが、島内にありますので、堀内推進委員さん、お願いします。

**堀内推進委員** これも同様、先日河野委員と現地を確認してきておりますが、現地は松本市の土木センターの北側に位置しまして、JR大糸線、また長野道に隣接する一団の農地がございますが、その中央に位置するところでございます。砂利採取で一時転用ということで、やむを得ないと判断いたしました。

**議長** 現地確認をしました塩原、田中委員、どちらか。塩原委員さん、お願いします。

**塩原農業委員** 砂利採取の一時転用なので、問題はないと思います。

**議長** 本件について、ほかの委員の皆様でご意見ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

**議長** ないようです。  
ただいまから集約をいたします。  
議案第201号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

**議長** ありがとうございます。  
全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。  
続いて、議案第202号、和田でありますので、長谷川委員さん、お願いします。

**長谷川農業委員** 昨日、見に行ってみりました。ほんのわずかな猫の額みたいな土地で、道路の新設によってちょうど取り残されたような土地で、何かに使ってもらわないと本当に使いようのない農地なんで、よろしくお願いします。

**議長** 現地確認をした委員さん、塩原委員さん、お願いします。

**塩原農業委員** 本当に小さい土地で、長谷川委員の言うとおり、農地として使うよりは駐車場として使ったほうが良いような土地ですので、問題ないと思います。

**議長** この件につきまして、ほかの委員の皆様で質問、意見ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。  
集約いたします。  
議案第202号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様  
の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することといたします。  
続いて、議案第203号、今井でございますので、田中委員さん、お願い  
します。

田中農業委員 3条でもお世話になりました〇〇さんなんですけれども、就農して10年  
目、ここ10年くらいで新規就農者の方、今井へ自宅を建てていらっしゃる方が、これで、6人目ということで、大変うれしく思っております。  
場所的には、先ほど申し上げました今井の郵便局から朝日方面へ行きまし  
て、400メートルくらいの左側、集落に接しているところで、周りに与  
える関係については申し分ないというふうに思っておりますので、よろし  
くお願いしたいと思います。

議長 現地確認をしました塩原委員さん、お願いします。

塩原農業委員 住宅に囲まれた土地なので、問題ないと思います。

議長 本件について、ほかの委員の皆様でご意見ありましたら、発言をお願い  
いたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。  
議案第203号について、原案のとおり承認することに賛成の皆様  
の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。  
続いて、議案第204号であります。中山でありますので私から報告し  
ますが、中山の入り口からちょっと上がったところで、〇〇さんの裏にこ  
の小さなわずかなところがございますが、これをどうしても確  
保したいという、住宅用地にしたいというふうなことでございますので、  
ご承認をいただきたいと思っております。

現地確認してくれた塩原委員さん。

塩原農業委員 これも小さい土地で、どうしてこんなところに農地が残っていたかという  
ような土地で、問題ないと思います。

議長 本件についてご意見がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。  
ただいまから集約をいたします。  
議案第204号について、原案のとおり承認していただける方の挙手をお  
願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。  
続いて、次も中山です、私と同じ部落でございまして、この〇〇君は〇〇  
さんの長男でありまして、ぜひ〇〇さんの横で住宅を建てたいということ  
でございまして、手前に本宅があるわけではありますが、ぜひご承認をい  
ただきたいというふうに思います。  
現地確認をしていただいた田中委員さん、お願いします。

田中農業委員 今、会長おっしゃったとおり、大変見晴らしいところで、問題ないと思  
います。

議長 ありがとうございます。  
本件について、ほかの委員の皆様で質問、意見ありましたら、お願いしま  
す。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようです。  
議案第205号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様  
の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。  
続いて、議案第206号、稲倉でありますので、竹島委員さん、お願いし  
ます。

竹島農業委員

206号について説明します。

2月23日に現地確認を実施いたしました。場所的には、国道254号線の〇〇〇〇の入り口に〇〇〇〇がございますが、その隣接する位置にある土地でございます。現在、耕作はされておらず、荒れております。それで、申請地は、他の3筆を農産物の直売所という計画で上がっておりまして、その一角に29平米という少ない土地ですけれども、あるということで、今後、農地としての利用価値は認められませんので、やむを得ないと判断しました。

以上です。

議 長

現状確認をいたしました委員さん、田中委員さん、お願いします。

田中農業委員

今おっしゃったとおりで、農地として利用することは難しいということで、やむを得ないという判断をいたしました。

議 長

ありがとうございました。

本件について、質問、意見がありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議 長

ないようです。

議案第206号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございます。

全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。続きまして、議案第207号、波田でありますので、波多腰委員さん、お願いします。

波多腰農業委員

この土地ですが、森田推進委員さんと確認してまいりました。先ほどありました199号の土地の一部になりまして、過去においては、ここに住宅がありまして、それをまた農地に変えたという土地でありまして、上と下が宅地の一部であります。それで、写真の位置と言うのか、そのあたりに道が通っておりまして、その背中側になるところにこの〇〇さんの〇〇〇〇があり、住宅のそばに土地を探しておりまして、〇〇さんの方も、農業はもうやっていけないということであり、話が進み、この土地を求めることができましたので、よろしくをお願いします。

議 長

現地確認をしていただいた委員さん、塩原さん、お願いします。

塩原農業委員       これも住宅に囲まれた土地、道に囲まれた土地ですので、問題ないと思います。

議 長               本件について、ほかの委員の皆様で質問、意見ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長               意見がないようです。  
ただいまから集約をいたします。  
議案第207号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様  
の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長               ありがとうございます。  
全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することと決定をいた  
します。  
続きまして、議案第208号から209号 引き続き農業経営を行っている  
旨の証明願承認の件、2件について上程をいたします。  
それでは、事務局から説明をお願いいたします。  
大内主査。

大内主査           それでは、26ページをごらんください。  
引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件です。  
議案第208号、島立にお住まいの〇〇〇〇さんが島立〇〇〇〇、2, 5  
97平米外1筆、合計3, 430平米について承認を受けるものです。ま  
た、これらの農地につきましては、特定貸付を行っています。  
続きまして、議案第209号、里山辺にお住まいの〇〇〇〇さんが里山辺  
〇〇〇〇、538平米外4筆、合計7, 894平米について承認を受ける  
ものです。  
以上2件になります。よろしくお願いいたします。

議 長               それでは、初めに議案第208号について、地元委員の意見を求めます。  
島立でありますので、濱委員さん、お願いします。

濱農業委員       ご報告をいたします。  
この2筆につきましては、特定貸付によりまして水稻、それから転作、交  
互になりますが、麦、大豆、ソバ等の作付が休みなく続いておりまして、  
問題ありません。  
以上です。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。  
ただいまから集約いたします。  
議案第208号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様  
の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。  
次に、議案第209号につきましては、里山辺でありますので、中川委員  
さん、お願いします。

中川農業委員 本件につきましてご報告申し上げます。  
田んぼと畑と合計で5筆ございます。冬の間でするので何もないんですが、  
きれいな状態で管理されておられまして、丁寧な方やなど、そんな印象を  
持っております。問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。  
ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、お願いいたし  
ます。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようです。  
ただいまから集約をいたします。  
議案第209号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様  
の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することと決定をいた  
します。  
続きまして、議案第210号 農地法施行規則第17条第2項の規定によ  
る別段面積設定の件について上程をいたします。  
それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。  
齋藤係長。

齋藤担当係長

それでは、27ページになります。

議案第210号、別段面積設定の件でございます。

12月の定例会で説明をさせていただきましたが、利用意向調査の結果を確認して、2月に設定するというようなことで進めていたものでございます。

利用意向調査の結果、設定できる農地はありませんでしたので、この間、委員の皆さんにお願いしておりました議案書記載の11筆、1,486.47平米につきまして、今年度別段面積として設定をお願いするものでございます。

以上でございます。

議長

ただいま説明の議案第210号について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

意見がないようです。

ただいまから集約をいたします。

議案第210号について、原案のとおり対象区域を設定することに賛成の委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございます。

全員賛成でありますので、本件は原案のとおり設定することと決定をいたします。

続きまして、農地に関する事項の報告事項に入ります。

事務局から報告事項アからクについて説明をお願いいたします。

大内主査。

大内主査

それでは、報告事項のアからクについて説明します。

これらにつきましては、書類等完備しておりましたので、事務局長の専決により処理いたしました。

初めに、28ページ、非農地証明の交付状況の件、1件、29ページ、30ページ、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件、12件、31ページ、電気事業者による送電用電気工作物に係る届出の件、2件、32ページ、農地の現状変更実施に伴う届出の件、1件、33ページから35ページ、農地法第3条の3第1項の規定による届出の件、25件、36ページ、農地法第4条の規定による届出の件、5件、37ページ、38ページ、農地法第5条の規定による届出の件、7件、39ページ、農地法第4条の規定による農業用施設届出の件、1件。

以上になります。よろしく申し上げます。

議長 ただいまの報告について、委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。  
これらの報告事項につきましては、事務局の説明のとおりでありますので、ご承知おきいただきたいと思います。  
農地に関する事項の議事が終了いたしましたので、ここで暫時休憩といたします。10分程度ですので、2時35分まで休憩といたします。

(休憩)

議長 議事を再開をいたします。  
休憩前に引き続き、その他農業委員会業務に関する事項から進めてまいります。  
初めに、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の決定について（議案第211号）を議題といたします。  
事務局の説明をお願いいたします。  
中野主査。

中野主査 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の決定について、審議のほどをお願いいたします。  
こちらについて、1月の定例総会で概要については一度ご説明をさせていただきました。その後、何か内容を修正したほうが良い部分等があればご連絡をくださいということをお願いをしましたがけれども、特に連絡事項はございませんでしたので、この指針については、1月の定例総会でご提示した内容と同じとなっております。  
経過といたしまして、30年11月9日に農業振興委員会のほうで協議を行いました。同じく12月10日、農業振興委員会のほうで協議を行い、1月31日、こちらの指針（案）について、1月の定例総会で中間報告をさせていただきました。再度、2月8日、第4回農業振興委員会で指針（案）について協議を行った結果、1月の提出させていただいた指針の案のままで行くということでございます。  
なお、本指針につきましては、決定後、運用を開始するようになります。  
以上、指針の決定について審議をお願いいたします。

議長 ただいま事務局から説明がありましたが、これに対しまして委員の皆様からご意見やご質問がありましたら、お願いをいたします。  
朝倉委員さん、お願いします。

朝倉推進委員 確認したいんですけれども、集積計画で43ページのところでもよろしいですか。

3年後の目標の集積率が44.3%というふうになっておりますけれども、別の農林業振興計画のところに32年の中で55.3%という数字が、一緒に今回送っていただいた紫の冊子ですけれども、その2ページの一番下のところに、担い手への集積計画で、32年、2020年までに55.3%を目標にしているというふうになっておるんですけれども、これとの整合性というものはあるんでしょうか。

議長 ただいまの質問について、中野主査。

中野主査 こちらの指針についての集積率につきましては、農業委員会のほうで把握している農地の面積となっておりますので、実際にそちらの55.3%のほうの数字につきましては、農政課のほうで管理している農地面積となりますので、実際には少し誤差が出てしまっております。

議長 どうですか、朝倉委員さん。  
補足。板花補佐。

板花局長補佐 その43ページの管内の農地面積、こちらが分母になってくるわけですが、この農地面積の根拠は、そのこの表の欄外に書いてあるとおり、耕地及び作付面積統計における耕作面積ということで、国の農水省の統計資料、ホームページから引用した面積になっていまして、その分母のとらえ方で、若干集積率、数字の誤差というか、数字のマジックみたいなものが出てくるというところでご理解いただければと思いますので、よろしくお願ひします。

朝倉推進委員 これ決定されると、市のホームページに載るわけですか。

板花局長補佐 ええ、ホームページのほうに記載されます。

朝倉推進委員 そうすると、振興計画もホームページに載っていると思いますし、これもホームページに載るということになると、両方見た人について、一般的に多分見ると思いますので、そうすると、それぞれ内容、農業委員会の内容と農政課の内容とが違う、同じ市の中で違うじゃないかという疑念が出ることもあるかもしれませんけれども、その辺のところは大丈夫なんじゃないかな。

議長 板花補佐。

板花局長補佐 ご説明いたします。

この集積目標面積の分母というのは、国の調査要領で一律にこうしなさいというふうな規定があって、この数字をどこの市町村もその国の統計面積で表示しているというところで、松本市のお配りした紫色のその冊子のところと整合がとれないというご指摘はもっともだと思います。

また今後、見直しの中で整合がとれるように配慮していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

朝倉推進委員           はい、わかりました。

議     長               ほかにどうですか。これに対しましてご質問、意見ありましたら。

[質問、意見なし]

議     長               意見がないようですので、これから採決を行います。  
農業委員の皆様にお伺いしますが、議案第211号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議     長               ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は原案のとおり決定することといたします。  
続きまして、報告事項に入ります。  
報告事項ア、平成30年度家族経営協定締結状況についてを議題といたします。  
農政課から説明をお願いいたします。  
大塚主任。

大塚（農政課）       農政課、大塚と申します。よろしくお願いいたします。  
6－（2）－ア、報告事項です。  
平成30年度家族経営協定締結状況について、本年度の締結状況をご報告をするものになります。  
45ページごらんいただきたいと思いますが、今年度の家族経営協定の締結者は、こちらに記載のとおりの12組となりました。新規締結が11組、再締結が1組となっております。  
松本市の家族経営協定の締結数は、31年2月15日現在で224組となりました。現在、新村地区の方から1件新規で相談を受けておりますので、3月末には225組となる予定でございます。  
ちなみに、農水省の統計によりますと、全国で締結されている方は5万7,605件ありまして、長野県はそのうち2,934戸ということで、こちらは全国では5位の数字ということです。  
また、家族経営協定の合同調印式なんですけれども、今月、2月15日の金曜日にとり行いまして、46ページのほうになりますが、出席者は協定

締結者が8組と小林農業委員会、普及センター所長さんを立会人ということでお願いいたしまして、また来賓ということで、青木秀夫委員、河野徹委員、濱博委員、岩垂治委員、百瀬道雄委員、竹島敏博委員にお越しいただきまして、皆様に見守っていただきながら、無事協定がとり行われました。

今後の推進については、引き続き後継者がいるご家族、配偶者の方が就農した家族などを対象に推進をお願いいたします。希望者が出た場合は、農政課、大塚までご連絡をいただければと思います。

あわせて、本年度は中條委員さんもみずから締結をしていただいたところではありますが、農業委員の皆様、推進委員の皆様の皆様のご家族での締結も積極的にご検討いただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

議長

ただいま農政課から説明がありましたが、大変それぞれ農業委員の皆様の努力によりまして、ことしは大勢の家族経営協定が締結されたわけですが、これに対しまして発言のある委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

ないようです。

本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきいただきまして、引き続き家族経営協定の推進に向けて、委員の皆様に、ご努力、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

次に、報告事項イ、山林化農地に関する非農地判断の結果についてを議題といたします。

事務局からの説明をお願いいたします。

中野主査。

中野主査

山林化農地に関する非農地判断の結果について報告いたします。

要旨といたしまして、平成30年度までの農地パトロールの結果をもとに農地の利用状況調査を行い、既に山林化しており、農地としての再生利用が困難と判断された農地について、国の基準に従い、また市の事務処理方針に基づいて、これらの所有者に対して事前通知を行いました。その後、所有者から同意しない旨の申し出があった農地を除き、今回、非農地判断の決定をいたしました。

経過といたしまして、昨年6月から7月に利用状況調査を行い、11月定例総会の中で非農地判断の実施方針についてご報告をいたしました。同12月14日、山林化した農地の非農地判断の実施について、各土地所有者に事前通知を発送いたしました。

3、非農地判断を実施する農地ですけれども、昨年の12月末の時点でB判定農地が筆数5,638筆、面積315ヘクタール、こちらの農地のう

ち、実際に非農地判断を行う農地なんですけれども、筆数1, 251筆、面積69.4ヘクタールについて非農地判断を行います。

地区別詳細といたしましては、50ページになります。

こちらに各地区のB判定農地の地積、筆数、そのうち非農地判断を行う地積、筆数、非農地判断を行う地積の筆数の中に青地の農地がどのくらいあるのかというのを表示させていただいております。名義人数的には637名になります。

筆別詳細ですけれども、こちらは別冊のほうに記載してございます。

別冊の1ページから22ページまで、こちらは1, 251筆の一覧となっております。

4、非農地判断後の処理なんですけれども、こちらにつきましては、土地保有者及び市、法務局の関係機関への通知を3月末に行う予定でございます。

土地所有者には、3月25日に通知を発送する予定しております。

実際にどのような通知を発送するのかと申しますと、こちらも別冊のほうの23ページから39ページのところに非農地判断を決定した方たちに送る通知書のほうを添付させておりますので、こちらのほうも一度、委員さんのほうでご確認、こういうような通知が出ているんだという確認をお願いいたします。

こちらの非農地処理の中で、松本市の農家台帳に登載されている農地について、非農地決定を行った筆については削除してまいります。

このような事務処理なんですけれども、農地法の運用についての第4、遊休農地に関する措置を行った農地に関する取り扱いについてということであつたわけですので、こちら、P51から52ページのほうに一応抜粋ということに記載させていただいております。

5、来年度以降の非農地判断の手續なんですけれども、こちらの運用通知第4第1号の規定に基づく農業委員会の職権による非農地判断については、毎年行っていきます。利用状況調査の結果を踏まえて、同じスケジュールで行ってまいります。

(2) 非農地判断にかかわる本市独自の事務処理方針につきましては、変更の有無にかかわらず、毎年農林部と十分な調整を行い、変更項目がある場合につきましては、またご報告するようにいたします。

こちら、変更項目なんですけれども、ことしにつきましては、初めて青地の農地について非農地判断を行っております。

また、農地法の運用についての一部改正により、非農地判断実施の際の総会での決議を必ずしも必要としないというふうに改正が行われておりますので、実際にこの非農地判断の決定につきましては、事務局決裁で行っております。

また、(3)といたしまして、今回の非農地判断に関し、所有者のほうから同意が得られなかった農地、非農地にしないでくれということと言われた農地ですね。今後農地としてまた活用していく意思があるということで伺っている農地もありますけれども、そちらの農地につきましては、こと

しの利用状況調査の調査対象の筆の中に組み込ませていただいて、またその農地について、どのような状況なのかというのを調べていくようになります。

6といたしまして、過去の非農地判断の取り組みですけれども、実際に22年度、26年度、27年度、28年度、29年度、計5回の非農地判断を行っております。実際に面積、筆数については、この表のとおりとなっております。

7といたしまして、参考法令ですけれども、こちら、農地法の2条については、農地とはどういうものなのかというのを記載してございます。

30条につきましては、利用状況調査は年に1回やるのが原則であって、農業委員会が必要と認めたときには、随時利用状況調査を行っていく、農地の確認を行っていく、これが毎月8、18、28日を目安とした農地パトロールの中に組み込んでいただければと思っております。

非農地判断の結果報告については、以上でございます。

議長 ただいま事務局から説明がありましたが、これより質疑を行います。発言のある委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。  
本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきを願います。  
次に、報告事項ウであります。全国農業新聞普及推進に関する農業委員功労者該当者の選出についてを議題といたします。  
事務局から説明をお願いいたします。  
小西補佐。

小西局長補佐 それでは、資料53ページ、すみません、最初に資料の訂正をお願いします。  
題目のところですが、「農業委員」とありますが、その「農業」を取ってください。  
あと、1の要旨の上から2行目の「農業委員に対する」とありますが、その「農業」も削除をお願いします。  
それでは、資料53ページ、全国農業新聞普及推進に係る委員功労者該当者の選出についてでございます。  
着座にて失礼いたします。  
1の要旨ですが、全国農業新聞長野県支局及び長野県農業会議の全国農業新聞普及助成規定、表彰規定に基づきまして、新たに一定数以上の購読者を確保した委員に対する功労賞等の交付について、その該当者を選出しまして申請を行いましたので、報告いたします。  
2、該当者ですが、全国農業会議所「情報活動功労者表彰規定」に基づく

功労賞には、こちらは新たに10部以上確保した委員さんか維持をしている委員さんということになりますが、古沢明子会長代理、波場秀樹推進委員、上條信推進委員を選出いたしました。

(2) 全国農業新聞長野県支局「普及功労賞交付規定」に基づく功労賞には、こちらは5部以上新たに確保した委員ということで、濱博農業委員、塩野崎道子農業委員を推薦いたしました。

3の該当者の報告ですが、平成31年2月1日付で長野県農業会議に報告いたしました。

4のその他です。

「情報活動功労者表彰規定」に基づく功労者の該当委員は、平成31年度の第4回長野県農業委員会大会の席上で表彰されます。

また、(2)として、全国農業新聞の普及推進に多大なる功績があったといたしまして、古沢会長代理が情報活動特別功労賞を受賞しまして、4月11日に東京で開催される全国情報会議の席上で表彰されることになっております。

なお、表彰の規定につきましては、資料の55ページから58ページのとおりです。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

質疑を行います。発言のある委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ないようです。

本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきをお願いいたします。

委員の皆様には、全国農業新聞の普及推進に大変ご協力いただきまして、ありがとうございました。

次に、報告事項エ、「農業施策に関する意見書」市長懇談会の進め方についてを議題といたします。

資料は、本日配付いたしました別冊の資料ですが、まず事務局からの説明をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

局長補佐、板花でございます。

以後の説明、着座にて失礼をいたします。

本日配付した資料でございます。机の上にあったかと思っておりますけれども、1つは市長懇談会の進め方についてということで、6-(2)-エとなっているもの、それからもう一つは、市長懇談会資料なんですけれども、平成30年度松本市農業施策に関する意見書及びその回答というものでございます。昨日、市、つまり農林部のほうから回答が文書で示されまして、

溶け込み版という形で、うちの意見書と農林部側の回答、溶け込ませて一体化したものを本日お配りしております。

それから、意見書の参考資料というものを、農業振興委員には前回の委員会の席で参考資料はお配りしていますので、農業振興委員には本日は配付していませんが、その他の委員、それから推進委員の皆様にも参考資料もお配りしております。

ですので、3月27日、来月の懇談会の席では、この意見書及びその回答、それから参考資料はあくまでも参考資料ということでございますが、こちらを使って懇談会に臨んでいただくということになりますので、来月またお配りする予定はございませんので、きょうお配りしたものを活用していただいて、来月も忘れずにお持ちいただくということをお願いいたしますし、本日欠席されている推進委員の皆様にも、その点をぜひつないでいただければと思います。

それでは、すみません、進め方についてご説明をいたします。

日時及び会場は、資料記載のとおりとなっております。

そこに「座席配置は別図のとおり」とありますが、別図はその資料の最後のページの裏面です。こちらが会場配置図ということで、市長との懇談会の前に3月の定例総会をやりますが、定例総会の配席と軽微な変更で済むような形をつくってございます。

会長とか会長代理とか、農業委員会の役員の席が反対のほうになります。それで、正面のほうに市長を初め、農林部の課長、職員が座るといふようなところで、委員と推進委員の配置につきましては、微妙にちよつとずれたりはしておりますが、基本的にはあんまり変わらないような形で考えております。

ですから、定例総会終わってすぐに3時からやらなきやいけないということで、そんなに時間もないわけですので、よろしく願いいたします。

また戻っていただいて、2番目、懇談会の進行、予定ということでご理解をお願いします。

開会、それから挨拶、座長選出、会長が座長になるわけでございます。そして、意見交換ということで、項目ごとに進めてまいります。それぞれの項目、15分ずつということにしますと、1時間半で一通り終わるといふような時間配分となっております。最後に、総括意見ということで、市長がコメントします。そして、最終的に会長がまとめていただくと、こんな進行を考えております。

3番目、意見交換の進め方、これも予定でございますが、それぞれの項目、6項目ありますけれども、項目ごとに市の回答説明、その市の回答も、個々の意見書及びその回答を見ますと、やっぱり明文化すると、しっかり文書として証拠残ってきますので、書き方としては、市のほうも非常に慎重にならざるを得ない部分がございます。意見書の回答を見ますと、物足りないと感じる部分も多々あるかと思いますが、慎重にならざるを得ない部分もあるということでございます。

意見書の内容に物足りない部分や、ちよつと違うんじゃないかというよう

なところがもしあるとすれば、懇談会の中で言葉のチャッチボールの中で議論を深めていただければと考えております。

その意見交換の進め方は、まず市が回答内容、文書の内容を言葉で説明、それから田中振興委員長に意見を述べてもらいまして、担当委員の補足意見、そしてそれに対する市の追加説明ということで、状況に応じて①と②を繰り返しながら、最後、座長である会長が締めくくっていただくという流れを6項目ごとに繰り返していくということでお願いします。

4番目、一番下のところですが、発言者の配置ということで、これも一応皆様に内諾は得てはございますが、予定ということでお願いします。もしかしたら、時間配分の中でこのとおりに進まないこともあるかもしれません。

この発言者というのは、これは事務局でお願いした部分でございまして、もちろん時間が許す範囲で、どの委員が、農業委員さん、推進委員さんが発言していただいても全く差し支えございませんので、よろしく願いいたします。

2ページ目、3ページ目ということで、担当委員といえますか、発言者を割り振らせていただきました。

キーワード、着眼点というようなものを一番右の列に書いてございますが、ほかの着眼点ももしかしたらあるかもしれません。主に農林部のほうは課長や部長が答えるような形になりますけれども、ぜひ回答に不足がありましたら、活発な議論を進めていただいて、有意義な意見交換ができるようにご協力をいただければと思います。

そういうことで、進め方ご説明したわけでございます。

30年度の意見書でございますけれども、実際、前もご説明しましたとおり、もう今、議会始まっているわけでございますが、もう予算案もできているわけでございまして、31年度の予算に間に合うものではございませんけれども、もう緊急的なものは31年度の中でまた補正措置を講じる可能性もありますが、基本的には31年度というよりは、その次の年度に向けた予算の策定に生かしていくというようなことになろうかと思っております。

あと、補足でございますが、今年度の意見書はこういう形になりますが、31年度、来年度の意見書の進め方についても、農業振興委員会のほうで議論を進めております。

それで、来月、3月27日の定例総会のとときには、農業振興委員の方にはお話はしておりますけれども、それぞれの地域の課題や困り事等ございますが、前向きなご意見をぜひご記入いただいて、来月の定例総会までにそれぞれの地域課題を出していただきたいということで、2月8日の農業振興委員会で記入用紙を農業振興委員の皆様には配付をしております。ぜひ来月の定例総会までに出していただければと、活発な意見を上げていただければと思います。

また、そういったものをたたき台に、情報・研修委員の皆様にもお示ししながら、来年度の意見書を充実させたものにしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

ということで、説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

議長 ただいま事務局から説明がありましたが、これより質疑を行います。  
ただいまの説明に対しまして発言のある委員の皆様は挙手をお願いをいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。  
本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。  
懇談会当日におきましては、活発な意見交換ができますように委員の皆様のご協力をお願いいたします。

田中農業委員 委員長、すみません、いいですか。

議長 田中委員。

田中農業委員 申し上げないです。  
すみません。そういうことで、27日お願いしたいと思うんですけども、当然緊張感を持ちながら市長を目の前にして行うわけですけども、余り肩に力を入れず、ざっくばらんで、市長を置いておいて、我々の21地区、また松本市全体の農業のあり方、幅広いウイングの中で、時間との兼ね合いですけども、思ったことをやっぱり言っていただきたいと思います。  
従来、それぞれ成果の、女性に対するサポートとか、さっきの家族協定もそうなんですが、あと新規就農者のサポートとか、目に見えたこれだということとはそれぞれありませんけれども、私なりに総括すると、やる意義はあると思います。  
やはり前段で会長が指摘された農地中間管理機構へ一応集約すれば農業が全てよくなるという国の考え方。それはともかくとして、我々、松本市でこういう携わっている中で、何が一番問題なんだということを具体的かつ率直に言っていただければ、それが市長に通じると同時に、やっぱり農林部のセクションに対する緊張感も出てくると思いますので、こういう営みをやるのは我々組織しかありませんので、ぜひその辺もご協力をお願いしたいと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。  
今、田中委員長の言われたとおりでございますので、皆さん、どうかまたよろしくをお願いいたします。  
ほかにどうですか。これに対してご意見ありましたら。  
前田委員。

前田農業委員 非常に私、この回答に納得がいきませんので、食い下がっていいですか。

議長 どうぞ。

前田農業委員 いや、当日です。

議長 ええ、どうぞ。

前田農業委員 食い下がります。

議長 ぜひ頑張ってください。

ほかにどうですか。

今、回答書が、わずかな回答、わずかと言ってはいけませんが、来ていますが、ぜひ皆さん、核心を突いてお願いしたいと思います。

中川委員。

中川農業委員 質問をさせていただく中で、あるいは回答をいただいている中で、例えばですよ。収入保険の部分の意見書に対する回答の部分もそうなんですけれども、例えば費用負担の増減とか、要は果樹共済だったら、3割という補助率とありますよね。これ、農業委員会の意見もそうですし、回答もそうなんですけれども、「できるだけ」とか、要は数値がないわけなんです、その辺のところってどうなんですか。「できるだけお願いします」とか、あるいは3割とか4割とか、そういう数字的なものを申し上げていいのか、この辺のところっていうのはどうなんですか。

議長 この辺の数字については、板花補佐が非常に研究しておりますので。ちょっと補佐。

板花局長補佐 ご質問の意味は、収入保険制度の関係でしたら、支援策として、具体的には、例えばですよ、掛金の半分補助してほしいとかというような、そういう具体的な数字をそのとき出していいかどうかという、そういう意味ですか。

中川農業委員 はい。

板花局長補佐 感じたこと、思ったことを素直にストレートに出すのが懇談だと思いますので、議事録にも残るでしょうし、ちょっと文章に書けないような部分も含めて、言葉に出して発していただければ、それに対して、また農林部のほうでどういうふうに考えるかというふうなこともあるかもしれません。それがまさに言葉のキャッチボールになると思いますので。

中川農業委員 じゃ、例えば今の果樹共済でしたら、松本の補助率、これは松本市が3割

で、安曇野市が3分の1で、塩尻市が2分の1じゃないですか。これを不公平ととるかとか、公平性がどうだというふうになるかと思うんですけども、じゃ近隣自治体と同じように、果樹共済の場合は、例えば塩尻市が2分の1であるとか、そういう数字出させてもらって、少なくとも近隣市町村と同率レベルのとか、そんなことを申し上げもいいということですね。

議長 補佐。

板花局長補佐 あくまでもその議論は本道ではないと思います。というのは、収入保険の加入支援の意見書ですので、今の既存の果樹共済については、わき道の議論になってくるんですが、本道を見失わない範囲でそういう意見は述べていただいてもいいと思います。

中川農業委員 承知しました。

議長 果樹共済は、二者択一ということは、果樹共済をやっているところ、いわゆるこの共済には入れないということ。すみません、ちょっと……

板花局長補佐 収入保険に入れば果樹共済は入れませんし、果樹共済に入っている方は収入保険には入れません。34年産からは、現行の果樹共済の制度が絞られてきて、特定危険方式という霜とひょうと台風の3点セットで入る方式はもうなくなって、総合方式に一本化されるということが34年産から決まっています、加入者の選択肢もなくなってくるということがございます。

ですから、いずれにしても34年産からはそうなるんですが、来年産について言えば、どっちか1つしか入れないということでございます。

議長 どうですか、中川さん。そういうことで、余り松本市が3割とか、あるいはまた塩尻市が2分の1とかというのは、果樹共済制度そのものが制度がなくなるというような観点から考えると、ただ余り、そうかといって、松本市はほかの市村と一緒にいわゆる助成をしますかというような程度ならと思うんですが、その辺もちょっと考えながらお願いをしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

ほかにどうですか。

[質問、意見なし]

議長 またこれからこの回答書を皆さんそれぞれ読んでいただきながら、それぞれまた当日に向けて勉強してきていただきたいというふうに思います。

本件につきましては、当日活発な意見交換ができますようお願いをいたします。

次に、報告事項オ、主要会務報告並びに当面の予定についてを議題といたします。

板花補佐。

**板花局長補佐**

それでは、59ページをお願いいたします。

まず、主要会務報告ということで、2月どんな行事があったかという振り返りでございますが、2月6日、遊休農地活用シンポジウムということで、長野にバスで行きました。出席委員は14人でございました。

それから、全体に関係する部分ですが、25日は活性化推進研修会ということで、30人弱、28人の出席でございました。

本日ですが、この後、役員会を予定しております。農地利用最適化交付金の活用について、役員の皆さんでまず協議していただくということにしております。

60ページにまいります。

当面の予定ということで、3月の予定でございます。

すみません、会長の予定ですが、3月8日、地区常設審議委員会ですが、この印刷後に時間の変更がございました。10時となっているのが15時に変更になっております。

3月8日は情報・研修委員会を予定しておりますので、関係委員の皆様はよろしくお願ひします。

3月20日、農地転用現地調査ということで、今回の担当、柳澤委員と長谷川委員ということで、予定の確認をお願いしたいと思ひます。もし都合が悪いようでしたら、事務局にご一報願ひします。

3月27日が、先ほど出ましたとおり、3月定例総会でございます。10時半か11時か、ちょっと今、議案の状況を見て悩んでおりますが、午前中は農地の審議を行いまして、お昼を挟んで午後はその他農業委員会業務の審議、そして30分ぐらい時間をいただいて、市長との懇談会、意見書懇談会ということで予定をしております。

定例総会、推進委員の方は任意参加としておりますが、市長懇談会のほうは農業委員、推進委員オールキャストで臨みたいと思ひますので、その点、農業委員の皆様は推進委員の方におつなぎいただきますようお願いいたします。

それ、もちろん午前中から推進委員の皆様に出席していただいても結構でございます。

あと、昼食を注文する予定としております。その関係もありまして、出席する推進委員の皆様は、今回ご一報いただきたいかなと思ひます。

ただ、昼食は自分で食べますよということであればいいわけでございますけれども、昼食弁当をどのぐらい手配したらいいかということがあり、連絡をいただきたいかなと思ひているところでございます。また通知に書いてご案内しますので、ご確認をお願いいたします。

また、先の予定ですが、4月の定例総会は26日になります。年度の初めですので、農業委員の皆様、推進委員会の皆様、皆さんに出てきていただきまして、それからまた懇親会もやっていければなというふうに考えているところです。

以上でございます。

議長 　ただいま事務局から説明がありましたが、これに対しまして発言のある委員の皆様は挙手をお願いをいたします。

[質問、意見なし]

議長 　ないようです、  
本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。  
以上で報告事項は終了いたしました。  
続きまして、その他の項目に入ります。  
最初に、松本改良普及センターから情報提供をお願いいたします。

小川（松本農業改良普及センター） 普及センターから情報提供させていただきます。

左肩に「松本農業改良普及センター」と記載がございます資料をごらんいただければと思います。

最初に、1から2ページなんですけれども、こちらのほう、来年度の普及センターで計画しております重点活動計画（案）につきまして載せさせていただきます。

中身につきましては、来年度新たに水田作の省力・低コスト化やスマート農業に関する検証、実演会等を予定しております。具体的には、密苗ですとか、ドローンですとか、ラジコン式畦畔除草機、自動給水栓など、新技術の実証を主に行っていくというような内容になっております。

関係機関の皆様方と十分連携をとって取り組ませていただければと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、2つ目なんですけれども、3から4ページをごらんいただければと思います。

つい最近の市民タイムスの掲載なんですけれども、下草火災が多発しているというようなことでして、2月に発生した火災は、前年よりも8件多い20件という件数だそうです。それで、そのうち10件がたき火や野焼きが原因の下草火災だということで、2月の降雪量がゼロセンチというふうなこともございますけれども、あすから春の火災予防週間が始まりますので、引き続き火の取り扱い等に十分ご注意いただければと思います。

あと、5から6ページにつきましては、来週ございます農業関係試験研究発表会というものが、長野市で申しわけないんですけれども、3月8日、長野県庁にて開催となります。またご興味がある内容でしたら、ぜひ参加いただければと思っております。

あと、最後のページなんですけれども、関東甲信地方の3カ月予報を記載させていただきました。

平均気温が高い確率60%というような状況だと思うんですけれども、また中身を確認いただければと思います。

以上、普及センターからの情報提供をさせていただきました。貴重なお時間、ありがあとうございました。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、事務連絡でございますが、事務局からお願いいたします。  
小西補佐。

小西局長補佐

では、私のほうから事務連絡です。

農業者年金の加入推進にかかわる活動記録簿と加入実績の報告なんですが、出している委員さんととも少なく、たとえ入らなくても、こんなふうな声をかけたよという方は、記録簿のほうを書いていただければ報償費をお支払いしますので、もしきょう持っていらっしゃればきょう出していただいて、ここで書けるようでしたら、用紙を私、持っておりますので、声をかけていただければ、この後書いていただいて、出していただければと思います。

3月の報酬の日にあわせてお支払いしたいので、もしこれから書く方は、3月6日までには私のほうに届くようにぜひお願いいたします。

それと、もう一点、いつものことですがけれども、地区の委員さん同士、お休みの委員さんのものは、出席された委員さんが持って行っていただいて、内容など確認していただいて、おつなぎをお願いいたします。書類を持ち帰る際、封筒等必要でしたら、事務局にありますので、またお声がけください。

あともう一つ、農地関係の議案説明書、申請書類は、こちらで回収いたしますので、不要なものは机の上に置いていただければと思います。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

その他全体を通して委員の皆様から何かありましたら、発言をお願いをします。

[質問、意見なし]

議 長

ないようです。

以上で本日の案件は全て終了いたしました。

円滑な議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。

以上をもって議長を退任をさせていただきます。

ご協力どうもありがとうございました。

15 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長

\_\_\_\_\_

議事録署名人 18番

\_\_\_\_\_

議事録署名人 19番

\_\_\_\_\_